

行政不服審査請求の流れ

概要と手続きのポイント

行政書士 上野徹事務所

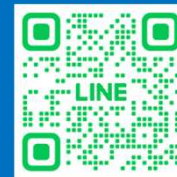
特定行政書士／申請取次行政書士

ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL:<https://uenotorulaw.com>

TEL:070-5813-9676

Email:tony39u@gmail.com



行政不服審査制度とは

➤ 行政庁の処分に不服がある場合の救済制度

➤ 行政事件訴訟との比較

項目	行政不服審査法	行政事件訴訟法
判断主体	行政庁（審査庁）	裁判所
対象	違法＋不当な処分、不作為	違法な処分のみ
費用	原則無料	訴訟費用が必要（印紙・郵券等）
期間	迅速（標準審理期間あり）	長期化しやすい
手続の性質	簡易・迅速・柔軟	厳格な司法手続
救済の強度	行政内部に見直しにとどまる	司法権による強力な救済（取消・義務付け等）
不服申立期間	原則3か月以内	原則6か月以内（取消訴訟）
メリット	無料・迅速・不当も争える	中立性・強制力が高い
デメリット	行政内部の判断で限界あり	時間・費用・専門性が必要

全体フロー

1. 処分の通知
2. 審査請求
3. 審理手続
4. 裁決
5. 再審査請求・取消訴訟

審査請求の期間

➤ 原則：処分を知った日の翌日から3か月

➤ 正当な理由がある場合は延長可能

➤ タイムライン

処分日 →→→ (1年) →→→ ✕
↑
処分を知った日 →→→ (3か月) →→→ ✕

※ 3か月の方が先に来れば3か月で締切
※ 1年の方が先に来れば1年で締切

審査請求の対象

- 行政庁の処分
- 行政庁の不作为
- 法律に基づく行政行為が対象

審査請求書の作成ポイント

- 事実関係の整理
- 法的主張（違法性・不当性）
- 証拠資料の提示
- 取消しを求める理由の明確化

審査請求書の提出先

➤原則：処分庁

➤例外：上級庁（法令で定める場合）

審理手続の流れ

1. 弁明書の提出(処分庁)
2. 弁明書の写しが審査請求人へ送付される
3. 審査請求人が反論書(意見書)を提出できる
4. 審理員の指名通知
5. 審理員による審理手続
 - 証拠調べ
 - 口頭意見陳述(審査請求人の申出により実施される)
6. 審理員意見書の提出

裁決の種類

- 認容: 請求を認める
- 棄却: 理由なし
- 却下: 要件不備

裁決後の選択肢

➤ 再審査請求

➤ 行政事件訴訟

➤ 再調査の請求

ケーススタディ(補助金不交付)

➤ Before: 不交付通知

➤ After : 審査請求 → 認容(例)

よくある誤解

- 審査請求すれば処分は止まる？（原則止まらない）
- 無料でできる？（手数料は不要だが専門家支援は有料）

行政書士が支援できる範囲

- 書類作成
- 事実整理
- 証拠収集の助言
- 法律上の代理行為は不可

当事務所のサポート体制

- 初回相談
 - ・ 処分内容の確認
 - ・ 不服申立ての可否判断
 - ・ 期間制限(原則3か月)
- 事実整理
 - ・ 処分庁の特定
 - ・ 根拠法令の確認
 - ・ 必要資料の収集
- 書類作成
 - ・ 主張・理由の明確化
 - ・ 添付書類の準備
- 審査請求提出
 - ・ 行政書士による代理提出
- 裁決までフォロー
 - ・ 審理手続き(弁明書、反論書など)
 - ・ 裁決書の内容確認
 - ・ 結果に応じた対応(再申請、取消訴訟など)

まとめ

- 行政不服審査請求は段階的な手続き
- 早期の相談が成功の鍵
- 行政書士の専門知識を活用